

令和 2 年第 2 回荒尾市議会（臨時会）

議 案 資 料

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
8 土木費	道路施設改修費			23,100		△ 23,100	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 23,100
	8款計			23,100		△ 23,100	
	補正額			23,100		△ 23,100	一般財源 ・財政調整基金繰入金 △23,100
	補正前の額	23,112,980	6,675,738	779,700	1,303,112	14,354,430	
	合計	23,112,980	6,675,738	802,800	1,303,112	14,331,330	

令和2年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主な内容

改正項目	改正内容		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	現行	改正後			
1 未婚のひとり親に対する寡婦(寡夫)控除の適用及び寡婦(寡夫)控除の改正	<p>※寡婦の対象者①又は②に該当する者)</p> <p>① 夫と死別(生死不明を含む。)又は離婚した後に婚姻していない者で扶養親族又は生計を一にする子がいるもの</p> <p>② 夫と死別(生死不明を含む。)した後に婚姻していない者で本人の合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>※寡夫の対象者①～③の全てを満たす者)</p> <p>① 妻と死別(生死不明含む。)又は離婚した後に婚姻していない者</p> <p>② 生計を一にする子がいる者</p> <p>③ 本人の合計所得金額が500万円以下の者</p> <p>寡婦(夫)控除について</p> <p>(1) 上記寡婦の対象者①に該当する寡婦については所得制限なし。</p> <p>(2) 未婚のひとり親には寡婦(夫)控除の適用なし。控除額については、本人の合計所得が500万円以下で扶養親族である子を有する寡婦(特別の寡婦)の控除額が30万円に対し、寡夫の控除額は26万円</p>	<p>※寡婦の対象者①及び③又は②及び③を満たす者)</p> <p>① 夫と離婚した後に婚姻していない者で扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下のもの</p> <p>② 同左</p> <p>③ 住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされていない者</p> <p>※ひとり親(現行の寡夫及び特別の寡婦並びに未婚のひとり親を含む。)の対象者</p> <p>① 現に婚姻をしていない者又は配偶者が生死不明である者</p> <p>② 同左</p> <p>③ 同左</p> <p>④ 住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされていない者</p> <p>寡婦(夫)控除について以下の見直しを行う。</p> <p>(1) 寡婦に所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設ける。</p> <p>(2) ひとり親(現行の寡夫及び特別の寡婦並びに未婚のひとり親を含む。)の控除額を、現行の特別の寡婦と同額とする(30万円)。</p> <p>(3) 住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされている者がいる場合は、控除の対象外とする。</p>	改正の趣旨	第34条の2	令和3年度から
2 個人住民税に占める非課税の範囲	<p>非課税措置の対象者</p> <p>障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者</p> <p>前年の合計所得金額</p> <p>135万円以下</p> <p>※非課税措置の対象者については、令和元年度改正済み(令和3年度から適用する。)</p> <p>※前年の合計所得金額については、平成30年度改正済み(令和3年度から適用する。)</p>	<p>非課税措置の対象者</p> <p>前年の合計所得金額</p> <p>障害者、未成年者、寡婦又はひとり親</p> <p>135万円以下</p> <p>※「単身児童扶養者」については、「ひとり親」に含まれるため削除</p>	同上	第24条第1項第2号	令和3年度から
3 「現に所有している者の申告」の制度化	規定なし	<p>登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間に、現に所有している者(相続人等)は、氏名、住所等必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	納税義務者の適正な把握を図り、課税の公平性を確保するため	第74条の3	令和2年4月1日以後に、現所有者であることを和った者に適用

改正項目	改正内容		市税条例 (関係条項)	適用時期									
	現行	改正後											
4 固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大	固定資産の使用者を所有者とみなし固定資産課税台帳に登録できる場合 ① 所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合	固定資産の使用者を所有者とみなし固定資産課税台帳に登録できる場合 ① 所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合 ② 戸籍等の調査、関係者への照会による調査等を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかにならない場合(登録前に使用者に事前通知が必要)	第54条第5項	令和3年度から									
5 軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し	葉巻たばこ1gをもって紙巻たばこの1本に換算	<p>軽量の葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこ)1本をもって紙巻たばこの1本に換算</p> <p>※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>対象となる葉巻たばこ</th> <th>換算する本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>1本当たり0.7g未満</td> <td>葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ0.7本</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>1本当たり1g未満</td> <td>葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	対象となる葉巻たばこ	換算する本数	令和2年10月1日	1本当たり0.7g未満	葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ0.7本	令和3年10月1日	1本当たり1g未満	葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本	第94条第2項	令和2年10月1日から及び令和3年10月1日から
実施時期	対象となる葉巻たばこ	換算する本数											
令和2年10月1日	1本当たり0.7g未満	葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ0.7本											
令和3年10月1日	1本当たり1g未満	葉巻たばこ1本 → 紙巻たばこ1本											
6 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設	規定なし	個人が都市計画区域内にある譲渡対価が500万円以下の低額な低未利用土地又はその上に存する権利を譲渡した場合、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができる。	附則第17条	令和3年1月1日から									

荒尾市国民健康保険税条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和2年3月31日に公布された「地方税法施行令の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の賦課限度額及び減額基準の一部について改正が行われ、同日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が新設されたため、これらの改正に伴い所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
基礎賦課分(医療給付費等分)	<u>6.1万円</u>	<u>6.3万円</u>
後期高齢者支援金等賦課分	1.9万円	1.9万円
介護納付金賦課分	<u>1.6万円</u>	<u>1.7万円</u>
合 計	<u>9.6万円</u>	<u>9.9万円</u>

(2) 国民健康保険税の減額対象の拡大

区 分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3.3万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3.3万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>2.8万円</u>	所得合計額 ≤ 3.3万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>2.8万5千円</u>
2割軽減世帯	所得合計額 ≤ 3.3万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>5.1万円</u>	所得合計額 ≤ 3.3万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>5.2万円</u>

(注) 所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

(3) 長期譲渡所得の特別控除の追加

長期譲渡所得の金額の算出時に適用される特別控除に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（100万円控除）を追加する。

3 施行期日

令和2年4月1日。ただし、長期譲渡所得の特別控除の追加については、令和3年1月1日から施行する。

4 適用区分

令和2年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得</p>

現 行	改 正 後
<p>割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p>	<p>割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に對して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びへに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>イ～へ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52</u></p>

現 行	改 正 後
<p>万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額を控除した金額。以下この項において「控除後の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附</p>	<p>万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ハ 略</p> <p>附 則 1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2の2、第6条及び第22条の規定の適用に ついては、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項</u>と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第22条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附</p>

現 行	改 正 後
<p>則第34条第4項とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～15 略</p>	<p>則第34条第4項とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～15 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市介護保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

令和元年10月の消費税率引上げに伴う低所得者の保険料軽減強化について、更なる強化を行うもの（平成31年4月に完全実施時における軽減幅の半分の水準で改正を行っており、本改正により完全実施となる。）

2 改正内容

【具体的な軽減幅】

段階	対象者	介護保険料（調整率）		
		平成30年4月～	平成31年4月～	令和2年4月～
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の者 境界層該当者 	31,320円 (0.45)	26,100円 (0.375)	20,880円 (0.3)
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円超120万円以下の者 境界層該当者 	52,200円 (0.75)	43,500円 (0.625)	34,800円 (0.5)
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等が120万円超の者 境界層該当者 	52,200円 (0.75)	50,460円 (0.725)	48,720円 (0.7)

※平成30年度～令和2年度

介護保険料の基準額 69,600円

介護保険料 = 基準額 × 調整率

3 施行期日

令和2年4月1日

4 経過措置

令和2年度以後の年度分の保険料から適用する。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成30年度については31,320円と、平成31年度については26,100円とする。</p> <p>3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,100円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の平成31年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,100円」とあるのは、「50,460円」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、平成30年度については31,320円と、令和元年度については26,100円と、令和2年度については20,880円とする。</p> <p>3 前項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「26,100円」とあるのは「43,500円」と、「20,880円」とあるのは「34,800円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「26,100円」とあるのは「50,460円」と、「20,880円」とあるのは「48,720円」と読み替えるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
7 商 工 費	新型コロナ経済対策事業費	3,000				3,000	□市内飲食店による配達業務支援 ・あらしおスマイルDELI宅配推進支援 事業補助金 3,000
	7款計	3,000				3,000	
	補正額	3,000				3,000	一般財源 ・財政調整基金繰入金 3,000
	補正前の額	23,350,000	6,713,753	1,324,600	1,289,093	14,022,554	
	合計	23,353,000	6,713,753	1,324,600	1,289,093	14,025,554	

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のための地方税法改正に伴う荒尾市税条例の一部改正の主な内容

改正項目	現 行		改 正 後		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期			
	※軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置	税率	取得期間	※軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置				税率	取得期間	
1 軽自動車税 環境性能割の 非課税措置の 延長	軽自動車(自家用) (令和2年度燃費基準達 成車) H30排出ガス規制50%低 減(★★★)又はH17排出 ガス規制75%低減(★★★ ★)のものに限る。	1% → 非課税	令和元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	軽自動車(自家用) (令和2年度燃費基準達 成車) H30排出ガス規制50%低 減(★★★)又はH17排出 ガス規制75%低減(★★★ ★)のものに限る。	1% → 非課税	令和元年10月1日 ～ 令和3年3月31日	新型コロナウイルス感染症等 による家計や 事業活動への 影響を緩和す るための税負 担軽減措置	附則第15条の 2	公布の日から	
2 徴収猶予の特 例に係る手続				徴収猶予の特例の規定による申請書の訂正等の期間について、現行の 徴収猶予制度の規定を準用して20日とする。 (参考) 徴収猶予の特例 地方税法改正により、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業等 に係る収入に相当の減少があった者は、1年間、地方税の徴収の猶予を 受けることができるようになった。 (担保の提供: 不要、延滞金: 免除) 【対象者】①及び②の両方を満たす納税者・特別徴収義務者 ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日以後の 任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期 に比べておおむね20%以上減少していること。 ② 一時に納付し、又は納入することが困難であること。 【対象となる地方税】 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人 住民税、固定資産税等(これらのうち、既に納期限が過ぎているものに ついても対象)				同上	附則第24条	公布の日から
3 先端設備等に 該当する家屋 及び構築物に 対する固定資 産税の課税標 準の特例				中小事業者が生産性向上のために導入する先端設備等の固定資産税を 零とする。 【対象となる固定資産】 先端設備等に該当する家屋及び構築物 【対象となる固定資産の取得期間】 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行日から 令和3年3月31日まで 【特例対象となる期間】 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分				同上	附則第10条の 2第24項	公布の日から

改正項目	改正内容		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	現行	改正後			
4 寄附金税額控除の特例		<p>市民税所得割の納税義務者が、前年中に中止、延期等となった指定行事の入場料金や参加料金等の払戻しの請求権を放棄したもののうち、その指定行事が住民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するものについては、寄附金(上限20万円)を支出したものとみなし、寄附金税額控除を適用する。</p> <p>※ 指定行事とは 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に規定する指定行事</p>	新型コロナウイルスによる家計や事業活動への影響を緩和するための税負担軽減措置	附則第25条	令和3年1月1日から
5 住宅借入金等特別税額控除の特例	<p>【住宅借入金等特別税額控除の対象期間】 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税</p>	<p>消費税率10%が適用される住宅取得等についての住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置が適用され、①及び②を両方満たす者については、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の適用要件である居住開始時期が1年延長されることとなった。</p> <p>そのため、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象となる期間が1年延長となる。</p> <p>① 一定の期日までに契約が行われていること。 令和2年9月末まで ・注文住宅を新築する場合 令和2年11月末まで ・分譲住宅・既存住宅の取得や増改築等をする場合 令和2年11月末まで</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症等の影響により、住宅への入居が遅れたこと。 【住宅借入金等特別税額控除の対象期間】 平成22年度から令和16年度までの各年度分の個人の市民税</p>	同上	附則第26条	令和3年1月1日から

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

国内で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備する必要があることから、傷病手当金の支給について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 対象者

荒尾市国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、療養のため労務に服することができないもの

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とする。

ただし、給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。

受けることができる給与等の額が規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

3 施行期日

公布の日

4 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。

ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様に最長1年6月までとする。

「規則で定める日」については、現在国から示されている日は9月30日となっているが、状況により変更される場合がある。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和34年1月1日から適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和34年1月1日から適用する。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>2 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げて、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額額の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p> <p>4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年</p>

令和2年度荒尾市一般会計補正予算（第3号）資料

1 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（会計年度任用職員任用）（新型コロナ対策）	29,093				29,093	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等を対象とした緊急雇用対策 ・非常勤職員報酬 20,300 ・期末手当 3,623 ・健康労働保険料 4,168 ・費用弁償 1,002
	地域公共交通活性化事業費	1,548				1,548	<input type="checkbox"/> 乗車定員の変更（4人→2人）に伴う運行便数の増加 ・乗合タクシー運行補助金 1,548
	特別定額給付金事業費	5,235,125	5,235,125				<input type="checkbox"/> 特別定額給付金（一律10万円）給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・非常勤職員報酬 5,090 ・健康労働保険料 997 ・費用弁償 228 ・普通旅費 10 ・消耗品費 1,220 ・印刷製本費 2,154 ・修繕費 250 ・郵便料 8,178 ・電話料 50 ・手数料 2,761 ・封入封緘委託料 1,125 ・システム改修委託料 10,000 ・コールセンター委託料 1,914 ・借上料 1,148 ・特別定額給付金（財源） ・国庫補助金 5,235,125
	特別定額給付金事業費（人件費）	5,400	5,400				<input type="checkbox"/> 特別定額給付金の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 5,400 （財源） ・国庫補助金 5,400
	2款計	5,271,166	5,240,525			30,641	
3 民生費	住居確保給付金事業費	11,970	8,978			2,992	<input type="checkbox"/> 支給対象の拡大による ・住宅確保給付交付金（財源） 11,970 ・国庫負担金 8,978
	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費	81,869	81,869				<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付金（対象児童一人につき1万円）給付事業費及び支給に伴う事務経費 ・普通旅費 10 ・消耗品費 600 ・印刷製本費 500 ・郵便料 800 ・手数料 1,000 ・システム改修委託料 759 ・封入封緘委託料 200 ・給付金支給事務委託料 1,000 ・借上料 2,000 ・臨時特別給付金（財源） 75,000 ・国庫補助金 81,869
	子育て世帯への臨時特別給付金事業（時間外手当）	2,000	2,000				<input type="checkbox"/> 子育て世帯への臨時特別給付金の支給に伴う事務経費 ・時間外手当 2,000 （財源） ・国庫補助金 2,000
	3款計	95,839	92,847			2,992	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛生費	保健総務費	10,556			300	10,256	<input type="checkbox"/> 寄附金を活用した布製マスクの配布事業及び衛生用品等の購入 ・消耗品費 9,763 ・郵便料 71 ・備品購入費 722 (財源) ・新型コロナウイルス感染症対策寄附金 300
	市町村母子保健事業費	228	114			114	<input type="checkbox"/> 国が一括購入した布製マスクの妊婦への配布 ・消耗品費 21 ・郵便料 207 (財源) ・国庫補助金 114
	子育て世代包括支援センター事業費	424	424				<input type="checkbox"/> 産後ケア事業における利用者及びサービス提供者用の衛生用品の購入 ・消耗品費 424 (財源) ・国庫補助金 424
	4款計	11,208	538		300	10,370	
7 商工費	新型コロナ経済対策事業費	134,750				134,750	<input type="checkbox"/> 売上減等により事業の継続に支障を来す事業所に対する雇用調整助成金等の申請書作成支援及び売上減少(20%以上50%未満)が見込まれる事業者への給付金(法人20万円、個人事業主10万円)支給事業 ・雇用調整助成金等申請書作成サポート事業補助金 2,750 ・荒尾がんばる事業者応援給付金 132,000
7款計	134,750				134,750		
10 教育費	新型コロナウイルス対策事業費(教育)	1,496	748			748	<input type="checkbox"/> 小・中学校用衛生用品等の購入 ・消耗品費 1,301 ・備品購入費 195 (財源) ・国庫補助金 748
	小学校振興費	2,600				2,600	<input type="checkbox"/> 就学援助費支給対象の拡大による ・扶助費 2,600
	中学校振興費	2,600				2,600	<input type="checkbox"/> 就学援助費支給対象の拡大による ・扶助費 2,600
	給食センター管理費	4,901	3,675			1,226	<input type="checkbox"/> 臨時休業期間の学校給食用食材のキャンセル等に要した費用に対する補助 ・学校臨時休業対策費補助金 4,901 (財源) ・国庫補助金 3,675
10款計	11,597	4,423			7,174		
	補正額	5,524,560	5,338,333		300	185,927	一般財源 ・財政調整基金繰入金 185,927
	補正前の額	23,353,000	6,713,753	1,324,600	1,289,093	14,025,554	
	合計	28,877,560	12,052,086	1,324,600	1,289,393	14,211,481	

令和2年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 県支出金	保険給付費等交付金	5,570,805	1,000	5,571,805	傷病手当金支給に伴う増額
その他		1,763,547	0	1,763,547	
歳入合計		7,334,352	1,000	7,335,352	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 保険給付費	傷病手当金	0	1,000	1,000	新規
	その他	5,407,036	0	5,407,036	
	計	5,407,036	1,000	5,408,036	
その他		1,927,316	0	1,927,316	
歳出合計		7,334,352	1,000	7,335,352	